

## 企業の農業参入について

平成21年7月28日(火)

東海農政局生産経営流通部構造改善課

- 目 次 -

一般企業等の農業参入の経緯

- 1 構造改革特区（リース特区）制度の創設 . . . . . 1
- 2 リース特区の全国展開 . . . . . 1
- 3 特定法人貸付事業の概要 . . . . . 3

一般企業等の農業参入の状況

- 1 東海における一般企業等の農業参入の現状 . . . . . 7
- 2 東海での農業参入の事例 . . . . . 11
- 3 一般企業等の農業参入への支援 . . . . . 13

農地法等の改正関係

- 1 農地法等の一部を改正する法律の概要 . . . . . 15
- 2 農地の権利移動規制の見直し . . . . . 17
- 3 農業生産法人制度の見直し . . . . . 19
- 4 農業協同組合の農業経営の範囲の拡大 . . . . . 20

一般企業等の農業参入の経緯

1 構造改革特区（リース特区）制度の創設

(1) 平成15年4月施行の構造改革特別区域法において、特区内に限って「農業生産法人以外の法人に対する農地等の貸付を可能とする農地法の特例措置」（いわゆるリース特区制度）を創設

(2) リース特区制度の概要

特区の認定

- ・自らの区域内に、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を有する地方公共団体が、内閣総理大臣に特区の設定を申請
- ・内閣総理大臣による特区の認定（農林水産大臣の同意）

農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け

- ・貸付事業の実施主体は地方公共団体又は農地保有合理化法人
- ・農地の貸付けを希望する法人は、実施主体と協定を締結
- ・実施主体から法人に対して使用貸借による権利又は賃借権の設定（特例的に、農地法第3条の許可が可能）
- ・法人が協定違反をした場合には、都道府県知事の許可を得ずして賃貸借契約を解除することが可能

2 リース特区の全国展開

(1) リース特区の認定実績

リース特区については、平成15年4月の第1回認定から平成17年3月の第7回認定までに、71件の計画が認定

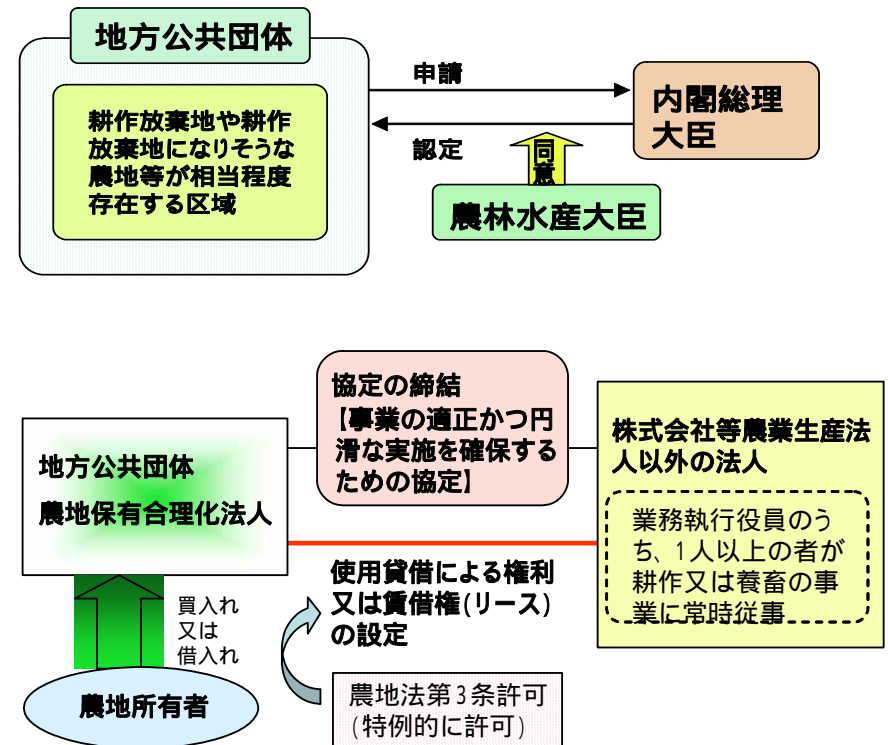
リース特区の認定状況

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
認定日	15.4.21 15.5.23	15.8.29	15.11.28	16.3.24	16.6.21	16.12.8	17.3.28
認定件数	16	3	8	14	9	14	7

(2) リース特区の全国展開の措置

特区推進本部決定等を受け、リース特区の全国展開の措置を含む農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が第162回国会に提出され、平成17年6月3日に成立、同月10日に公布され、9月1日に施行された。

リース特区制度の仕組み



### 3 特定法人貸付事業の概要

リース特区制度の全国展開の措置として、農業経営基盤強化促進法に特定法人貸付事業を創設

#### (1) 都道府県基本方針、市町村基本構想への位置付け

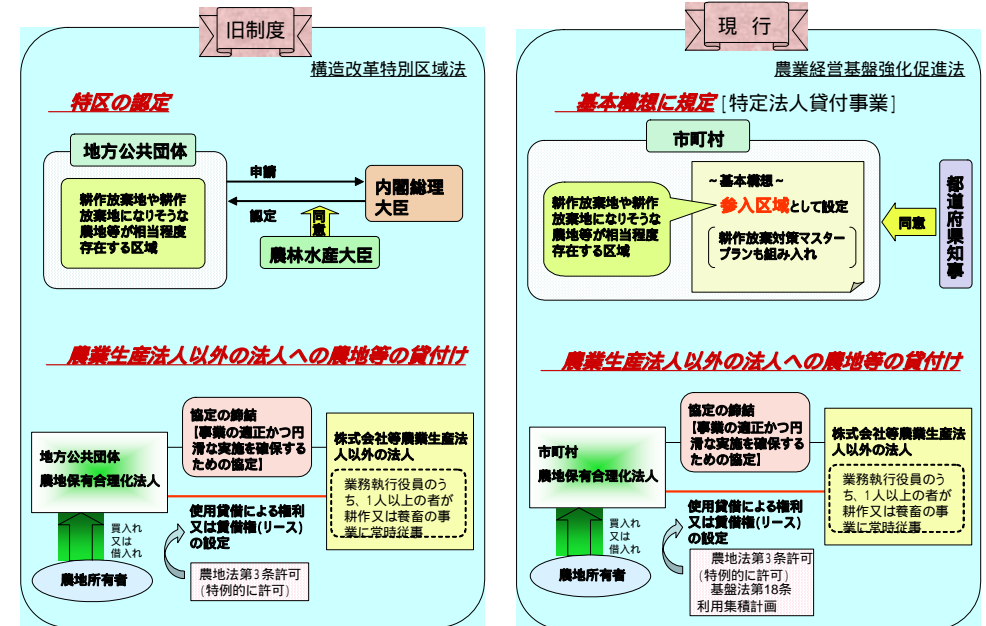
##### 都道府県基本方針

特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

##### 市町村基本構想

特定法人貸付事業の実施に関する事項

- ・ 実施区域  
要活用農地が相当程度存在する区域であって、特定法人貸付事業を実施することが適当と認められる区域
- ・ 実施主体  
実施主体として市町村又は農地保有合理化法人を明記
- ・ 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借権の借賃の算定基準
- ・ 特定法人と締結する協定に関する事項  
法人の役割分担の内容、協定違反があった場合の対応方向等協定の締結や協定違反に対して講じる措置の実施の準拠を規定
- ・ 特定法人が設定を受ける権利が賃借権である場合における借賃の支払いの方法その他賃借権又は使用貸借による権利の設定に関する契約の内容に関する事項
- ・ 特定法人貸付事業の実施の促進に関する事項  
特定法人貸付事業の円滑な促進を図るために市町村及び関係機関、団体が講じる措置等を規定
- ・ その他特定法人貸付事業の実施に関し必要な事項  
ア 農地を貸し付ける法人が安定的かつ継続的に農業経営を行うと認められる場合に特定法人貸付事業を実施する旨  
イ 特定法人に権利設定を行うべき時期  
ウ 協定違反があった場合の解除等の手続きに関すること  
エ 特定法人貸付事業に供した農用地が返還された場合の処理方針



## (2) 特定法人貸付事業の実施

### 特定法人の要件

特定法人とは、農業生産法人以外の法人であって、次の要件を満たすもの

- ・業務執行役員のうち一人以上の者が、法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すること
- ・協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められること  
役員の常時従事する耕作又は養畜の事業には、農作業のほか営農計画の作成、マーケティング等企画管理業務も含まれる。

### 特定法人との協定の締結

実施主体（実施主体が農地保有合理化法人の場合には実施主体及び市町村）と特定法人は次を内容とする協定を締結

- ・法人の行う農業の内容及び実施区域
- ・農用地の利用に関する事項
- ・地域農業の役割分担に関する事項
- ・協定の実施状況の報告に関する事項
- ・協定に違反した場合の措置
- ・破産手続開始の決定を受けた場合等法人の農業の継続が不可能となった場合は、協定に違反した場合に該当する旨

### 特定法人貸付事業の用に供する農用地の取得

- ・実施主体が取得する農用地の権利の種類に制限はない
- ・権利の取得は、農業委員会への届け出又は農用地利用集積計画による

### 特定法人への農用地の貸付け

- ・特定法人が取得できる農用地の権利は、賃借権又は使用貸借による権利
- ・農地法第3条許可又は農用地利用集積計画の公告により権利の設定が可能

### 特定法人が協定に違反した場合の措置

特定法人に貸付けが行われている農用地については、当該特定法人が協定に違反した場合には、当該農用地の貸付契約の解除が可能

## (3) 農地法の特例等

### 農地等の権利移動制限の例外（農地法第3条）

- ・特定法人貸付事業の実施主体が、同事業の用に供するため農地の権利を取得する場合に、あらかじめ農業委員会に届け出れば、許可は不要
- ・特定法人貸付事業の実施により特定法人が使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合は、許可の対象
- ・特定法人貸付事業の実施により貸し付けられる場合は小作地の転貸も、許可の対象

### 小作地の所有制限の例外（農地法第7条）

- 次の場合には、例外的に小作地の所有が可能
- ・実施主体が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして権利の設定を受けている小作地
  - ・実施主体が所有し、特定法人に貸し付けている小作地

### 農地等の賃貸借の解約等の制限の例外（農地法第20条）

- ・特定法人貸付事業により設定された賃貸借が協定違反により解除される場合は農地法第20条の許可は不要
- ・特定法人が協定に違反した場合には賃貸借を解除するとの内容に限り、賃貸借に解除条件をつけることが可能

### 農地等の権利移動の許可権者（農地法施行令第1条の4）

特定法人への農地等の貸付けに当たっては、農業生産法人と同様、法人の住所のある市町村内の農地等の場合は農業委員会、当該区域外にある農地等については都道府県知事の許可

## 一般企業等の農業参入の状況

### 1 東海における一般企業等の農業参入の現状

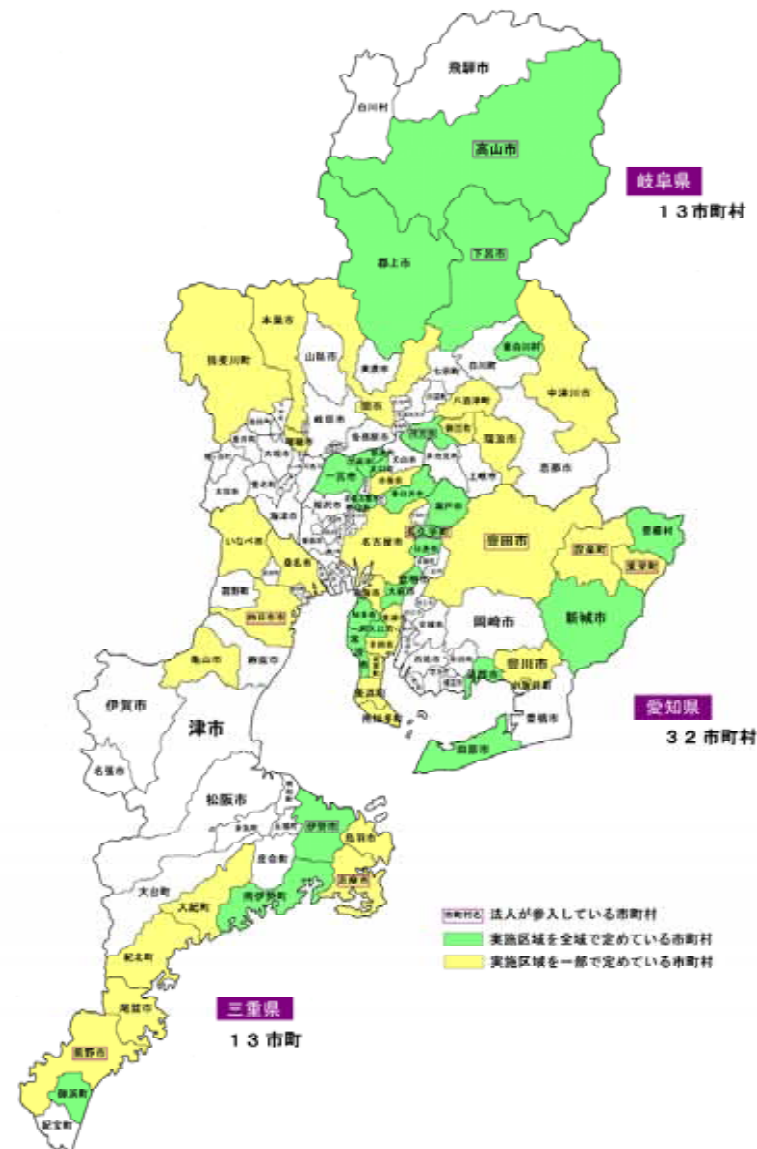
- (1) 東海管内で法人が農業参入を行っている市町村数は11市町村で、全市町村(132)の8%。
- (2) 平成21年3月1日現在の農業参入法人数は18法人になるが、その内訳を組織形態別にみると、株式会社9、NPO法人5、有限会社3、財団法人1。
- (3) 業種別では、建設業4社、食品会社2社、その他が12法人
- (4) 主な作物は、ほうれん草や露地野菜等の野菜が最も多く8法人、次いで、水稻4法人、ブルーベリーの果樹2法人、その他には、バラ、芝、ゴマ、そばが各1社。
- (5) 借入面積は、最大で16.1ha、最小は0.2ha。3ha以下の借入面積での参入に16社。
- (6) 貸付農地は35.1haで、このうちの98%となる34.4haは遊休農地(18ha)や遊休農地となるおそれのある農地(16.4ha)であり、一般企業等の参入が地域における遊休農地の解消・発生防止につながっている。

東海における一般企業等の農業参入状況

平成21年3月1日現在						
県名	市町村名	組織形態	主な事業	借入農地面積(a)	主な作物	参入時期
岐阜県	高山市	株式会社	運送業	190.0	実ばら、黒米	H17.2
	下呂市	NPO法人	障害者への職業訓練	117.0	ほうれん草	H19.3
	下呂市	株式会社	建設業	43.0	ほうれん草	H20.7
愛知県	可見市	株式会社	建設業	259.9	水稻	H20.6
	豊田市	株式会社	建設業	69.7	ブルーベリー	H19.4
	長久手町	NPO法人	農業体験の場の提供	46.4	露地野菜	H17.8
	長久手町	NPO法人	地産地消事業	33.5	露地野菜	H18.6
	長久手町	有限会社	農地の有効活用に関する企画・立案・実施・管理	24.2	ねぎ	H18.8
	長久手町	有限会社	有機農産物の生産販売	89.5	露地野菜	H19.5
	長久手町	株式会社	農作物の栽培・販売	30.2	露地野菜	H19.11
	設楽町	株式会社	酒造業	1,616.9	水稻	H18.5
	設楽町	株式会社	商社	56.4	芝	H20.10
三重県	東栄町	NPO法人	環境保全活動	59.0	ブルーベリー	H19.3
	四日市市	株式会社	食品加工・販売業	65.5	ごま	H18.9
	四日市市	株式会社	建設業	68.8	そば	H20.12
	伊勢市	有限会社	生鮮食品のネット販売	209.9	たまねぎ、キャベツ	H19.7
岐阜県	瀬野市	財団法人	棚田のオーナー制度の実施	416.0	水稻	H18.1
	志摩市	NPO法人	環境教育活動	119.5	水稻	H16.7
東海農政局管内計				18法人	3,515.3	

## 東海管内特定法人貸付事業参入区域図

平成21年3月1日現在



(参考) 全国における一般企業等の農業参入の現状

組織形態別の参入法人数

	参入法人数	株式会社	特例有限会社	NPO等
		平成21年3月1日現在	349	191 (54.7%)

業種別の参入法人数

	参入法人数	建設業	食品会社	その他 (NPO、非セクター等)	農業生産法人 に移行
		平成21年3月1日現在	349	125 (35.8%)	72 (20.6%)

営農類型別の参入法人数

	米麦等	野菜	果樹	畜産	花・鉢	工副物	複合
平成21年3月1日現在	62 (17.8%)	131 (37.5%)	53 (15.2%)	7 (2.0%)	10 (2.9%)	13 (3.7%)	73 (20.9%)

参入法人への貸付農地面積

	参入法人への 貸付農地面積	遊休農地	遊休化する おそれのある農地
		平成21年3月1日現在	1,131.3ha

## 2 東海での農業参入の事例

### (1) 愛知県での参入事例

参入市町村：愛知県北設楽郡設楽町

参入企業等：関谷醸造株式会社  
(日本酒の醸造・販売、焼酎・リキュールの醸造・販売)

主な作物：水稻(酒造好適米「夢山水」)

借入面積：16ha

農業従事者数：7人(臨時含む)

農業売上高：自社原料とするため売上高の計上なし

営農開始時期：平成18年5月

#### ○ 地域の概要

設楽町は愛知県の北東部に位置する山間地域で、人口は約6千人、経営規模の小さい農家が大部分だが冷涼な気候を生かした農業生産が行われており、酒造好適米の生産も盛ん。主要な農業の担い手は、施設花卉、施設野菜を中心とした経営。

一方、耕作放棄地は町全体に散在し(約120ha)、近年増加傾向にある。

#### ○ 農業の内容

(耕作放棄地の解消と地元産酒米の安定確保が目的)  
元々農業に関心を持っていたこともあり、耕作放棄地の増加により地域の農地が荒廃していくことに強い危機感があった。

地域に根ざし地域とともに発展した企業(創業元治元年)として、また、地元産の酒米を多く使う企業として、こうした状況は看過できないという思いから、耕作放棄地の解消に少しでも貢献するとともに、地元産の酒米の安定確保のために、自社で米の栽培を開始。

(栽培技術は、普及指導センターや肥料会社、農協から助言)

当初は4.7haを借地し、栽培技術については県の普及指導センターや取引のあった肥料会社に加え、農協からも助言を受け、作付けを開始。

ほ場条件の悪い泥田の水管理などに苦労があり、収量については不慣れと天候不順も手伝って営農初年は10a当たり5俵程度にとどまった。

2年目は8.8haを作付け、10a当たり収量は6俵強となっており、3年目は12haで作付けを行う予定。

(中小の酒造業者の稲作は雇用労働力の有効利用に最適)

地元産の酒米を引き続き仕入れる(現在6割が地元産)ことを通して地域と密接な関係を維持している。また、借地の3割を占める耕作放棄地の解消に一定の成果を上げている。

中小の酒造業者は初冬から春先が繁忙期なため、閑散期に稲作を行うことは雇用労働力の有効利用に最適となっている。従業員が稲作の大変さを知ることで、良質な商品づくりへのモチベーションの向上に有効。また、若い従業員が農作業を通して、地域の高齢者達が持っているノウハウを継承する機会を得るなどの地域の活性化にも寄与している。

(今後は40haが目標。栽培技術も改良し効率的な農業生産を目指す)

経営面積からみた損益分岐点は20ha程度だが、自社で使っている量は地元の米で大体つくれるように、40haを目標としている。当初は農協に委託していた乾燥・調整も自社での作業に移行させた。今後、生産性が上がってきた段階で掛け米(酒造用米)生産も行う考え。

精米時に発生する赤糠(一番外側の糠)を雑草防除に活用するなど、新たな栽培技術にも挑戦している。



自社小売店舗 (後方は工場)



田植え風景

### (2) 三重県での参入事例

参入市町村：三重県四日市市

参入企業等：九鬼産業株式会社  
(胡麻油・胡麻加工品の製造・販売)

主な作物：黒ゴマ

借入面積：66a

農業従事者数：役員1人・社員5人

農業売上高：35万円(平成19年)

営農開始時期：平成18年11月

#### ○ 地域の概要

四日市市は県北部に位置し、西は鈴鹿山脈、東は伊勢湾に面した温暖な地域である。米をはじめとして野菜、花き等の多様な農産物が生産されており、「かぶせ茶」で全国的に有名な茶の生産は県下有数である。

近年、都市化の進展、農業従事者の高齢化などから農地の遊休化が進行しており、耕作放棄地は市全域に分散している(約292ha)。

#### ○ 農業の内容

##### 【参入の経緯】

かねてから胡麻の加工過程で生じる搾りかすなどの残渣をリサイクルした堆肥製造を行い、農家に販売してきた。その後、農業生産法人を立ち上げ、堆肥を用いた胡麻作りを自ら開始した。

平成17年に特定法人貸付事業が創設され、四日市市においても参入区域が設定されると、四日市市から農業参入の提案があった。本社のある地元で自らが有機・無農薬栽培に取り組むことは宣伝効果が大きいと考え、農業参入を行った。



胡麻畑のようす

##### 【参入から営農開始まで】

参入までに必要となる手続きや制度の内容については、四日市市から十分説明を受けることができた。また、農地も四日市市のあっせんにより借入れた。

借入れた農地は年1回は耕起されていたため、大規模な基盤整備は必要なかった。胡麻の栽培技術も既存の農業生産法人でのノウハウがあったため、円滑に参入することが可能であった。

##### 【営農開始から現在まで】

平成19年には66aのほ場に最初の作付けを行い、8月から9月にかけて140kgの黒胡麻を収穫した。ほ場の土が固く、発芽率が悪かったこともあり、単収は低めであった。

営農にかかる費用は、既存の農業生産法人で用いていた機械を活用することで初期投資を抑えることができた。また、除草・収穫等の繁忙期には農業部門担当でない従業員も作業の応援にいくなど会社全体でバックアップを行っている。



播種前の農地

##### 【今後の展開】

自ら栽培した胡麻だけを原料とした商品作りを計画している。ただし、有機・無農薬の胡麻を栽培することは非常に手間がかかるため、当面は技術を向上させ、現在の面積で単収増加(目標40kgから50kg)を目指して行きたい。

### 3 一般企業等の農業参入への支援

平成19年度から、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援するため、農業参入促進のための研修会や個別相談等の実施による地域と法人とのマッチングの推進、法人に対する制度資金の融資など、総合的な支援（企業等参入支援総合対策）を実施。

農業参入促進のための相談活動などの支援

（企業等農業参入支援全国推進事業）

農地の利用調整活動等に対する支援

（特定法人等農地利用調整緊急支援事業等）

農地貸付の支援

（企業等農業参入支援推進事業）

生産技術の支援

（強い農業づくり交付金（新技術活用優良農地利用高度化支援））

施設整備等の支援

（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）

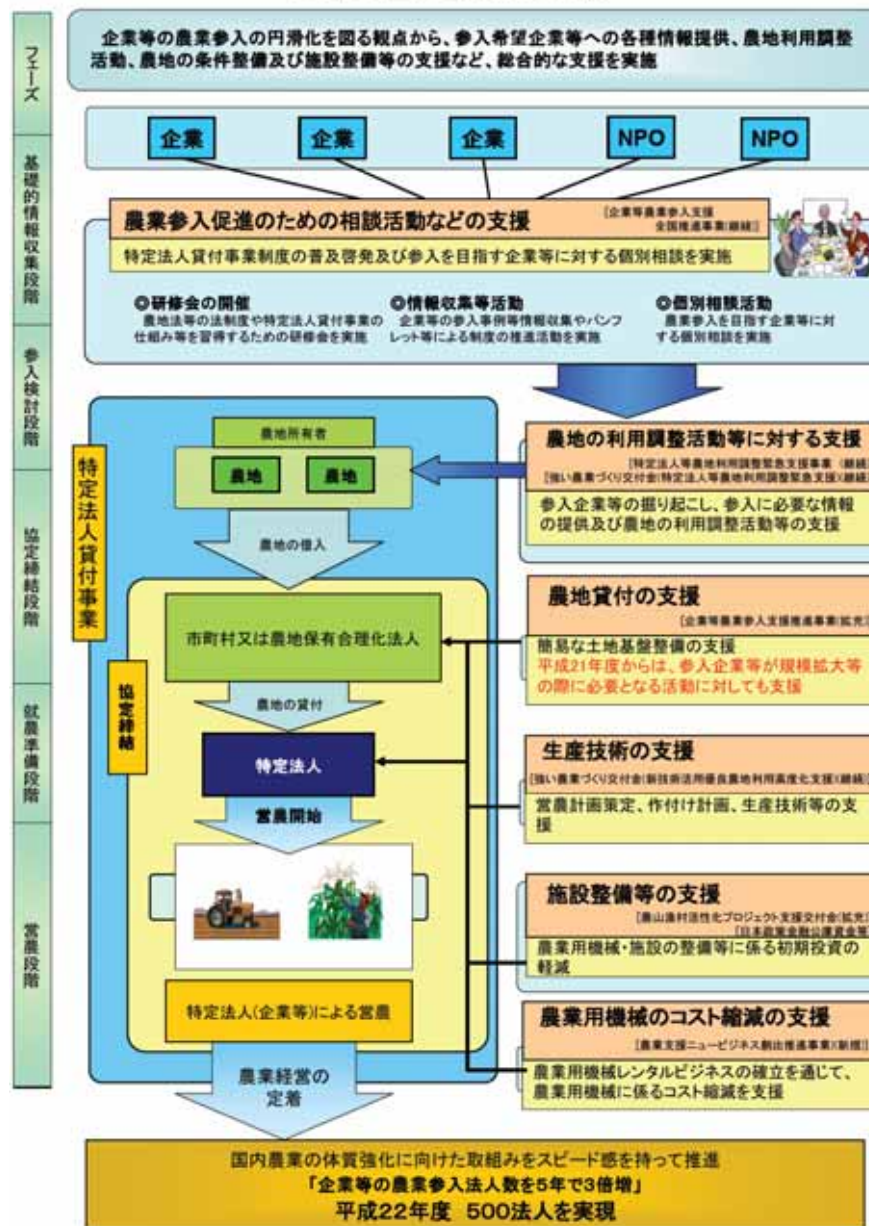
（日本政策金融公庫資金等）

農業用機械のコスト削減の支援

（農業支援ニュービジネス創出推進事業）

また、認定農業者（市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者）になることで、認定農業者向けの支援も原則として受けることが可能であるほか、一般農業者と同様に、農業災害補償制度による支援を受けることが可能。

### 企業参入支援総合対策

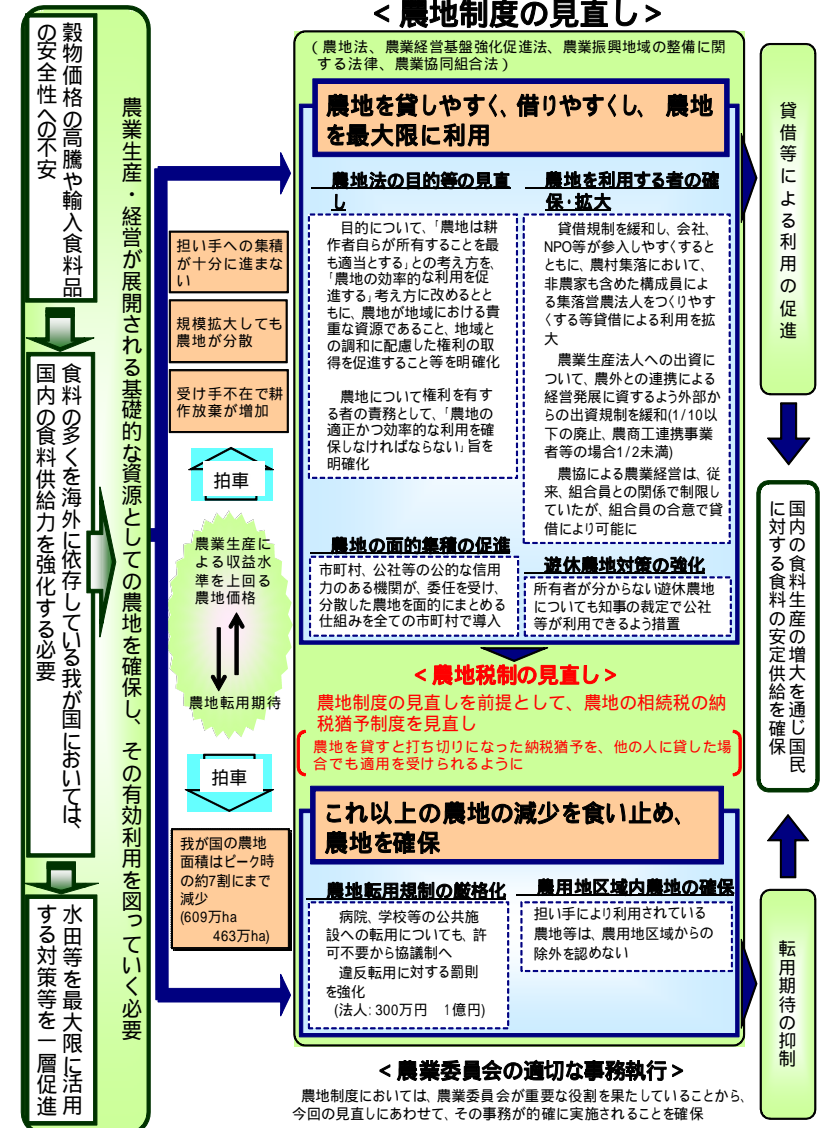


# 農地法等の改正関係

## 1 農地法等の一部を改正する法律の概要

- (1) 農地法等の一部を改正する法律案が第171回国会に提出され、平成21年6月17日に成立、同月24日に公布された。施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日。
- (2) 趣旨は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進すること。
- (3) 農地法の改正
  - 法律の目的の見直し
  - 農地転用規制の見直し
  - 農地の権利移動規制の見直し
  - 遊休農地対策の強化
- (4) 農業経営基盤強化促進法の改正
  - 農地利用集積円滑化事業の創設
  - 農用地利用集積計画の策定の円滑化
  - 特定農業法人の範囲の拡大
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律の改正
  - 農用地面積の目標の達成に向けた仕組みの整備
  - 農用地区域からの除外の厳格化
- (6) 農業協同組合法の改正
  - 農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業協同組合が総会での特別議決等の手続きを経た上で、自ら農地の貸借により農業経営の事業を行うことを可能とする。

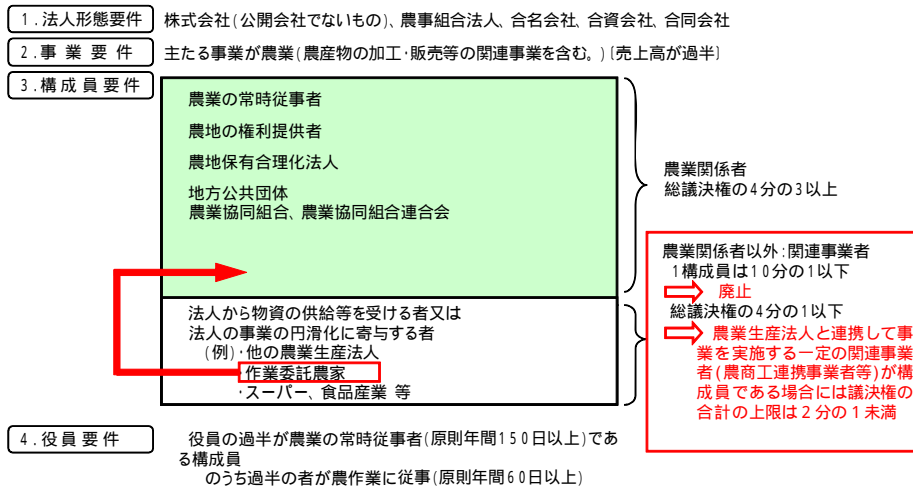
## 農地法等の一部を改正する法律の概要





### 3 農業生産法人制度の見直し

- (1) 農地の所有権を取得できる法人は、農業生産法人に限定。
- (2) 農業生産法人については、地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を見直し。
- (3) 農業生産法人に農作業を委託する者についても、その法人に農地を貸している者等と同等の取扱いとなることから、集落ぐるみで営農を行う取組を進めやすくなる。
- (4) 農業生産法人が生産する農畜産物の加工・販売等の面で、関連事業者との連携を深めたり、その財務基盤を強化しやすくなる。



### 4 農業協同組合の農業経営の範囲の拡大

- (1) 農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業協同組合(連合会を含む。)が、総会における特別議決等の手続きを経た上で、農地の農業上の利用の増進を図るため、自ら、農地の貸借により農業経営の事業を行うことを可能とする。
- (2) これにより、担い手が不足する地域で農業協同組合が自ら農業経営を行い、地域の維持に寄与することができるようにする。

